

学校法人埼玉医科大学病院長等選考規程（抄）

（平成 16 年 11 月 20 日制定）

改正（略）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、学校法人埼玉医科大学（以下「法人」という。）が開設する埼玉医科大学病院（以下「大学病院」という。）、埼玉医科大学総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）、埼玉医科大学国際医療センター（以下「国際医療センター」という。）及び埼玉医科大学かわごえクリニック（以下「かわごえクリニック」という。）の病院長等の選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義及び対象範囲）

第 2 条 この規程において病院長等とは、病院長又は院長のほか、副院長（院長代理を含む。）、院長補佐、センター長（規模の小さいセンターを除く。以下同じ。）及び診療部長をいう。

2 選考等は、次の各号に規定する区分ごとに当該各号に掲げる職位につき、これを行うものとする。

(1)～(2) （略）

(3) 国際医療センター 病院長、副院長、包括的がんセンター長、心臓病センター長、救命救急センター長、院長補佐及び診療部長

(4) （略）

(5) 前各号に準ずる職位であって理事長が必要と認める者

(6) 第 1 号から第 3 号までの職位のうち必要に応じて置かれる副の付される職位

（選考の時期）

第 3 条 病院長等の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 任期が満了したとき。

(2) 辞任したとき。

(3) 何らかの事由により欠員になったとき。

(4) その他必要に応じて新たに選任するとき。

2 理事長は、前項第 1 号に該当する場合にあつては任期満了の 1 月以前、同第 2 号から第 4 号までに該当する場合にあつては速やかに、病院長等の選考を行うものとする。

第 2 章 病院長の選考

（選考委員会の設置）

第4条 理事長は、各病院長候補者又は院長候補者(以下「病院長候補者」という。)の選考を行う必要が生じたときは、速やかに選考委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 理事のうちから理事長が指名する者
- (3) その他理事長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 委員は、教員人事委員会に諮り、理事長が委嘱する。

(候補者の選考)

第6条 委員会は、当該病院の病院長候補者1名を選考する。

2 委員長は、病院長候補者を教員人事委員会の承認を経て、診療部長会議及び教授会へ報告し、理事会の議決を得る。

(任命)

第7条 理事長は、理事会の議決を得て、病院長を任命する。

(任期)

第8条 病院長の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 任期中に交代した病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、病院長が次の各号の状態にある場合には、これを解任することができる。

- (1) 心身故障により職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (3) 職務の執行に適切さを欠き、業務の実績が著しく悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(定年)

第9条 病院長には、学校法人埼玉医科大学教職員定年規程(平成7年4月1日制定)は適用しないものとする。

(名誉病院長への推挙)

第10条 在職中特に高い功績があった病院長に対しては、次の各号に掲げる基準により名誉病院長に推挙できるものとし、理事会の議決を得て理事長が称号を授与する。

(1)～(2) (略)

2 (略)

第3章 副院長、センター長等の選考

(選考及び任命)

第11条 第2条第2項各号のうち病院長を除く職位(以下「副院長、センター長等」という。)の選考は、次の各号に定める手続により行うものとする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(任期)

第12条 副院長、センター長等の任期は、2年とし再任を妨げない。

2～3 (略)

(1)～(3) (略)

(その他職位の選任等)

第13条 この規程に定めのないその他診療部門の職位の選任等は、病院長が別に定める。

第4章 その他

(手順表)

第14条 この規程に定める選考手順は、別表に定めるところによる。

2 (略)

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、病院長等の選考、任期等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(略)